平成２６年（フ）第２５４０号
東京都港区白金３丁目22―６―207
債務者　清水　玲子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６１１号
東京都新宿区喜久井町34―１Ｆ
債務者　武田　英梨（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６６６号
神奈川県横浜市鶴見区岸谷３丁目10―18
債務者　吉田　　洋
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６６７号
東京都目黒区大岡山１丁目２―６
債務者　高津　秀昭
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８号
静岡市清水区川原町18番５号　レジデンス匠205
債務者　望月　康久
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原519番地　三智スカイハウス102
債務者　比嘉めぐみ（旧姓新里）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２７号
沖縄県沖縄市安慶田２丁目16番１号
債務者　野田　昭次
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３０号
沖縄県沖縄市安慶田２丁目19番６号　緑荘３―Ｂ
債務者　具志堅　毅
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３３号
沖縄県沖縄市住吉１丁目11番24号
債務者　内間トシ子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第３７号
沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波531番地４　村営瀬名波団地Ａ棟302号
債務者　新城こずえ（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１３４号
千葉県木更津市桜町２丁目９番10号
破産者　岡本　　繁
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１３５号
千葉県木更津市桜町２丁目９番10号
破産者　岡本　愛子
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１号
千葉県富津市二間塚1713番地22
破産者　安田　久枝
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２６９号
静岡県伊豆の国市古奈414番地の１　杉山荘303号
破産者　吉村　一夫
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
兵庫県豊岡市日高町岩中205―６、開始時の住所兵庫県豊岡市日高町道場141番地
破産者　伊原工務店こと　伊原　喜治
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
兵庫県豊岡市日高町夏栗554番地の30
破産者　森田　　実
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第４１６号
仙台市泉区旭丘堤２丁目12番９号　ＥＳベルデン205
破産者　廣田　直樹
1　決定年月日　平成26年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係